

地域生活支援拠点等に係る運営規程の記載例

(地域生活支援拠点等の機能を担う事業所)

第〇条 事業所は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 87 条第 1 項に規定する基本方針に基づき、地域生活支援拠点等の機能を担う事業所として位置付け、次の機能を担うものとする。

以下該当する項目を記載

(1) 相談

緊急の支援が見込めない世帯を把握した上で、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネート及び相談支援を行う機能

(2) 緊急時の受入れ・対応

短期入所等を活用した緊急時の受入れ体制の確保、医療機関への連絡等必要な対応を行う機能

(3) 体験の機会・場

地域移行支援及び親元からの自立のためのグループホーム等の障害福祉サービスの利用及び一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能

(4) 専門的人材の確保・養成

医療的なケアが必要な者、行動障害を有する者及び高齢化に伴い重度化した者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保及び専門的な対応ができる人材の養成を行う機能

(5) 地域の体制づくり

地域のニーズに対応できるサービス提供体制の確保、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

事業名	対象となる項目（例）
相談支援	(1) 相談、(4) 専門的人材の確保・養成、(5) 地域の体制づくり
障害児相談支援	(1) 相談、(4) 専門的人材の確保・養成、(5) 地域の体制づくり
短期入所	(2) 緊急時の受入れ・対応、(3) 体験の機会・場、(4) 専門的人材の確保・養成、(5) 地域の体制づくり
居宅介護	(2) 緊急時の受入れ・対応、(4) 専門的人材の確保・養成、(5) 地域の体制づくり
重度訪問介護	(2) 緊急時の受入れ・対応、(4) 専門的人材の確保・養成、(5) 地域の体制づくり
同行援護	(2) 緊急時の受入れ・対応、(4) 専門的人材の確保・養成、(5) 地域の体制づくり
行動援護	(2) 緊急時の受入れ・対応、(4) 専門的人材の確保・養成、(5) 地域の体制づくり
自立生活援助	(1) 相談、(2) 緊急時の受入れ・対応、(4) 専門的人材の確保・養成、(5) 地域の体制づくり
地域定着支援	(1) 相談、(2) 緊急時の受入れ・対応、(4) 専門的人材の確保・養成、(5) 地域の体制づくり
生活介護	(2) 緊急時の受入れ・対応、(3) 体験の機会・場、(4) 専門的人材の確保・養成、(5) 地域の体制づくり
共同生活援助	(2) 緊急時の受入れ・対応、(3) 体験の機会・場、(4) 専門的人材の確保・養成、(5) 地域の体制づくり
自立訓練	(3) 体験の機会・場、(4) 専門的人材の確保・養成、(5) 地域の体制づくり
就労移行支援	(3) 体験の機会・場、(4) 専門的人材の確保・養成、(5) 地域の体制づくり
就労継続支援 A・B 型	(3) 体験の機会・場、(4) 専門的人材の確保・養成、(5) 地域の体制づくり
地域移行支援	(1) 相談、(3) 体験の機会・場、(4) 専門的人材の確保・養成、(5) 地域の体制づくり
就労定着支援	(4) 専門的人材の確保・養成、(5) 地域の体制づくり
医療機関	(2) 緊急時の受入れ・対応、(4) 専門的人材の確保・養成、(5) 地域の体制づくり
放課後等デイサービス	(3) 体験の機会・場、(4) 専門的人材の確保・養成、(5) 地域の体制づくり
児童発達支援	(3) 体験の機会・場、(4) 専門的人材の確保・養成、(5) 地域の体制づくり
救護施設	(4) 専門的人材の確保・養成、(5) 地域の体制づくり